

平成 28 年度総務省委託事業募集要領（抜粋）

1. 趣旨

人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、平成 26 年 1 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において取組を進めることとされた「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、国の委託事業として調査を実施する。

2. 募集する事業

○連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組

(1) 内容

連携中枢都市圏の形成を目指して、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上について関係市町村と調査・検討を行う。

(2) 応募団体

連携中枢都市となる要件を満たす市。なお、要件については、応募時点において中核市となっていない市を含む。但し、将来的には中核市へ移行することを考えていることを前提とする。

また、応募時点において、関係市町村との間で、連携中枢都市圏を形成することについて事前の調整が行われていなくても可とする。

(3) 委託金額

原則として 1, 250 万円を上限とする。

3. 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、関係者により協議を行うための会議等の運営経費、調査経費など連携に向けた準備に要するソフト経費を中心とする。

加えて、連携協約に規定予定の取組を試行的に一部実施するために要する経費も対象とする。

4. 実施期間

本事業で実施する取組は、委託契約の日から平成 29 年 2 月 28 日（火）までに実施可能なものとする。

5. 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

総務省自治行政局市町村課において評価を行った上で選定する。

(2) 選定基準

次に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行った上で選定する。

なお、連携中枢都市が指定都市又は中核市であることを要件としていることから、評価に当たっては、圏域内の連携中枢都市となりうる市が現に指定都市又は中核市であることを、一定程度配慮する。

【連携事業の新規性】

- ・当該地方公共団体において、従来行われていない新規性の高い連携事業であるか（特に連携中枢都市については、圏域全体の経済成長のけん引に資する新規の事業であるか）。
- ・当該地方公共団体において、当該事業を連携して行うことで単独で実施するよりも高い効果が見込まれるものであるか。

【関係者との連携体制の構築状況】

- ・他の地方公共団体との間で、連携のあり方の全般について検討する体制、又は、具体的な事業を連携して実施する体制の構築に向けた調整が進んでいるか。
- ・連携中枢都市圏の形成をめざす圏域における取組（本募集要領 2（1））については、連携を要する産学金官民の関係者を特定できているか。

6. 応募後の手続とスケジュール

- ①ヒアリングの実施（募集期間終了後～5月中）
- ②選定・公表（6月中）
- ③契約締結（6月以降）
- ④報告等（平成 29 年 2 月 28 日（火）まで）